

事務処理要領の一部改定新旧対照表

変 更 後	現 行	改定理由
<p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 基金間移動</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 別途納付金について</p> <p><u>基金間移動により新規に当基金に加入する転入者は、別途納付金の対象としない。</u></p> <p>第8章～第9章 [略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1. <u>変更後の事務処理要領は、平成31年1月24日から実施する。</u></p>	<p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 基金間移動</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 別途納付金について</p> <p><u>基金間移動により新規に当基金に加入する転入者は、移動前に加入していた基金との年間契約数量（前年度の第3四半期にも基金間移動を行っている場合は、第1及び第2四半期の転出元との契約数量を加算）より当基金に加入する年間契約数量が増加した場合に、増加分が別途納付金の対象となる。</u></p> <p>第8章～第9章 [略]</p>	<p>継続加入者で契約数量を増加する生産者からは、別途納付金を徴収しないのに、基金間移動して契約数量を増加する生産者からは別途納付金を徴収するのは、公平でない為、徴収を取りやめる。</p>